(iii) コンピュータ予約システムのサービス

注釈　両締約国は、サービス貿易一般協定航空運送サービスに関する附属書の検討に関する多角的交渉に留意する。当該多角的交渉が終了した時は、両締約国は、当該多角的交渉の結果を組み込むため、この協定の適当な改正について討議することを目的として見直しを行う。

(b) 政府調達

(c) 第九・十一条に規定する場合を除くほか、締約国又は当該締約国の公的企業により交付される補助金（贈与、公的に支援される借款、保証及び保険を含む。）

(d) 一方の締約国の雇用市場へのアクセスを求める他方の締約国の自然人に影響を及ぼす措置及び国籍、市民権又は永続的な居住若しくは雇用に関する措置

(e) 政府の権限の行使として提供されるサービス

第九・二条　定義

この章の規定の適用上、

(a) 「航空機の修理及び保守のサービス」とは、航空機がサービスを提供していない間に当該航空機又はその一部に対して行われる活動をいい、いわゆるライン・メンテナンスを含まない。

(b) 「業務上の拠点」とは、業務を行うための又は自由職業のための事業所をいい、これらの事業所には、サービスの提供を目的として締約国の区域内で行われる次のいずれかの行為により置かれるものを含む。

(i) 企業の設立、取得又は維持

(ii) 支店又は代表事務所の設置又は維持

(c) 「コンピュータ予約システムのサービス」とは、航空機の発着予定、空席状況、運賃及び運賃規則に関する情報が組み込まれたコンピュータ・システムを通じて予約を受け付け、又は発券を行うことにより提供するサービスをいう。

(d) 「他方の締約国の企業」とは、次のいずれかの企業をいう。

(i) 他方の締約国の法律に基づいて設立され、又は組織される企業

(ii) 業務上の拠点を通じてサービスが提供される場合には、次のいずれかの者が所有し、又は支配する企業

(A) 他方の締約国の自然人

(B) (i)に規定する他方の締約国の企業

(e) 「締約国が採用し、又は維持する措置」とは、次の措置をいう。

(i) 締約国の中央、地域又は地方の政府又は機関が採用し、又は維持する措置

(ii) 非政府機関が、締約国の中央、地域又は地方の政府又は機関によって委任された権限を行使するに当たって、採用し、又は維持する措置

(f) 「独占的なサービス提供者」とは、締約国が自国の区域の関連市場におけるサービスの唯一の提供者として法令上又は事実上許可し、又は設立する者（公私を問わない。）をいう。

(g) 「航空運送サービスの販売及びマーケティング」とは、関係する航空運送人が自己の航空運送サービスの販売及びマーケティング（市場調査、広告、流通その他マーケティングの全ての側面を含む。）を自由に行う機会をいう。ただし、これらの活動には、航空運送サービスの価格の決定及びサービスに適用される条件を含まない。

(h) 「サービス消費者」とは、サービスを受け、又は利用する者をいう。

(i) 「他方の締約国のサービス」とは、次のいずれかのサービスをいう。

(i) 他方の締約国の区域から又はその区域内で提供されるサービス。ただし、海上運送サービスについては、他方の締約国の法律に従って登録されている船舶が提供するサービス又は他方の締約国の者が船舶を運航し、若しくは船舶の全体若しくは一部を利用することを通じて提供するサービスに限る。

(ii) 業務上の拠点又は自然人の存在を通じてサービスが提供される場合には、他方の締約国のサービス提供者が提供するサービス

(j) 「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、商業的な原則に基づかず、かつ、一又は二以上のサービス提供者との競争を行うことなく提供されるサービスをいう。

(k) 「サービス提供者」とは、サービスを提供しようとし、又は提供する者をいう。

注釈　企業がサービスを直接ではなく、支店、代表事務所その他の形態の業務上の拠点を通じて提供し、又は提供しようとする場合には、サービス提供者（すなわち、当該企業）に対し、この章の規定に従ってサービス提供者に与えられる待遇が当該業務上の拠点を通じて与えられる。当該待遇は、当該業務上の拠点に及ぼされるものとし、サービスが提供され、又は提供されようとする締約国の区域外に所在する当該サービス提供者の部分に及ぼされる必要はない。

(l) 「公的企業」とは、締約国が所有し、又は支配している企業をいう。

(m) 「サービスの提供」には、サービスの生産、流通、マーケティング、販売及び納入を含む。

(n) 「サービスの貿易」とは、次に規定する態様のサービスの提供をいう。

(i) 一方の締約国の区域から他方の締約国の区域へのサービスの提供（越境の態様による提供）

(ii) 一方の締約国の区域内におけるサービスの提供であって他方の締約国のサービス消費者に対して行われるもの（海外消費の態様による提供）

(iii) 一方の締約国のサービス提供者によるサービスの提供であって他方の締約国の区域内の業務上の拠点を通じて行われるもの（業務上の拠点を通ずる態様による提供）

(iv) 一方の締約国のサービス提供者によるサービスの提供であって他方の締約国の区域内において当該一方の締約国の自然人の存在を通じて行われるもの（自然人の存在を通ずる態様による提供）

(o) 「運輸権」とは、いずれかの締約国内の地点を出発地若しくは目的地として又は当該締約国内若しくはその上空において、運航し、又は有償若しくは貸切りで旅客、貨物若しくは郵便物を運送する定期又は不定期の航空運送サービスに係る権利（運航地点、運営路線、運送するものの種類、提供する輸送力、運賃及びその条件並びに数、所有、支配その他航空企業を指定するための基準を含む。）をいう。

第九・三条　市場アクセス

1

締約国は、前条(n)に規定するサービスの提供の態様による市場アクセスに関し、小地域を単位とするか自国の区域の全体を単位とするかを問わず、次の措置を採用し、又は維持してはならない。

(a) サービス提供者の数の制限（数量割当て、独占、排他的なサービス提供者又は経済上の需要を考慮するとの要件のいずれによるものであるかを問わない。）

(b) サービスの取引総額又は資産総額の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(c) サービスの事業の総数又は指定された数量単位によって表示されたサービスの総産出量の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

注釈　この(c)の規定は、サービスの提供のための投入を制限する締約国の措置については、適用しない。

(d) 特定のサービスの分野において雇用され、又はサービス提供者が雇用する自然人であって、特定のサービスの提供に必要であり、かつ、当該提供に直接関係するものの総数の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(e) サービス提供者がサービスを提供するに当たり、法定の事業体又は合弁企業について特定の形態を制限し、又は要求する措置

(f) 外国資本の参加の制限（外国資本による株式保有の比率の上限を定めるもの又は外国資本による個別若しくは全体の投資総額の比率の上限を定めるもの）